明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○銀行法第二十六条第一項及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第九条の規定により、信託銀行に業務の一部停止を命じた件（**金融庁**七四）　一
○石油コンビナート等特別防災区域に係る区域の指定の一部を改正する件（**総務・経済産業**四）　二
○日本国に帰化を許可する件（**法務**四四二）　二
○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（**農林水産**二三二五）　三
○漁港の指定の一部を改正する件（**同**二三二六）　五
○電気事業法第八十九条の規定に基づき、登録調査機関の登録の更新をした件（**経済産業**二三七）　六
○砂防法第二条の土地を指定する件（**国土交通**一一六七、一一六八）　六
○船舶安全法の規定に基づき認定事業場として認定した件（**同**一一六九、一一七〇）　六
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく型式承認等をした件（**同**一一七一）　六
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件（**環境**一五六、一五七）　六
○道路に関する件（**関東地方整備局**三八一～三八三）　六
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の登録内容を変更した件（**同**三八四）　六

〔人事異動〕

宮内庁　法務省　八

〔叙位・叙勲〕　八

〔皇室事項〕　八

〔官庁報告〕

労　働

争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　九
最低賃金の改正決定に関する公示（静岡労働局最低賃金公示二、大阪同六）　九

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（農林水産省）　九

〔公　告〕

諸事項

官庁
犯罪被害財産支給手続開始決定関係　一〇
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係　一三
特殊法人等
平成二十三年度裁判所共済組合の決算関係　二九
会社その他　三〇

告示

○金融庁告示第七十四号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十六条第一項及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第九条の規定により、ソシエテジェネラル信託銀行株式会社に対し、業務の一部停止を命じたので、銀行法第五十六条第一号の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年十月二十三日

金融庁長官　畑中龍太郎

一　業務の一部停止の範囲

イ　平成二十四年十月二十三日から平成二十五年一月二十二日までの間、法人部門における信託業に係る業務（平成二十四年十月二十二日以前の既存の契約の信託財産の運用・管理・返還に係る業務、ハの命令の実施に必要な業務及び当庁が個別に承認した業務を除く。）並びに外貨預金、仕組預金等リスク性商品の勧誘（広告及び宣伝を含む。）及び受入れに係る業務を停止すること。ただし、顧客から自発的な意思表示があり、かつ、そのような意思表示であることが客観的に認められる場合の受入れ業務（商品説明を含む。）は妨げない。

ロ　平成二十四年十月二十三日から平成二十四年十一月二十二日までの間、プライベートバンキング部門における信託業に係る業務（平成二十四年十月二十二日以前の既存の契約の信託財産の運用・管理・返還に係る業務、ハの命令の実施に必要な業務及び当庁が個別に承認した業務を除く。）を停止すること。

ハ　信託銀行として、健全かつ適切な業務運営を実現するため、次の措置等を講ずること。

(1) 経営責任の明確化
(2) 経営管理（ガバナンス）態勢の見直し
(3) 監査委員会及び内部監査部の機能強化
(4) 年金信託業務、プライベートバンキング業務における管理態勢の見直し並びにその着実な履行を含む法令等遵守態勢及び顧客保護等管理態勢の抜本的再構築
(5) 役職員の法令・諸規則に対する理解と遵守の徹底及び当社の業務に必要な人材の育成・確保と適切な配置
(6) (1)から(5)まで並びに検査結果通知及び報告命令で指摘された事項に係る業務改善計画の策定と速やかな実行

二　命令発出日

平成二十四年十月十六日